○須高行政事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

（昭和39年７月24日条例第４号）

改正　昭和52年６月15日　条例第３号

令和５年11月１日　条例第12号

（趣旨）

第１条　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分）

第２条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第５号及び第８号の規定による議会の議決に付さなければならない契約及び財産の取得又は処分については、須坂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年須坂市条例第15号）の例による。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和52年６月15日条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和５年11月１日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。